

結果の概要

I 少年鑑別所

1 収容状況

令和4年における全国の少年鑑別所の1日平均収容人員は304人であり、前年（301人）に比べ3人（1.0%（前年に対する増減比。以下前年との比較において同じ。））増加している。男女別では、男子が272（構成比89.5%）、女子が31人（同10.2%）となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりであり、減少傾向にある。

平成25年を100とした指数で見ると、令和4年は、総数（男子及び女子の総数。以下総数及び男女別がある表において同じ。）が40（男子39、女子が42）となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区	分	平成25年	26	27	28	29	30	令和元年	2	3	4
人員	総数	762	683	613	533	464	447	378	343	301	304
	男	689	621	565	491	425	406	341	310	270	272
	女	73	62	48	42	39	40	37	33	31	31
指数	総数	100	90	80	70	61	59	50	45	40	40
	男	100	90	82	71	62	59	49	45	39	39
	女	100	85	66	58	53	55	51	45	42	42

(注) 1 統計表中の指数は小数第1位、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入している。したがって、合計とその内訳は一致しない場合がある（以下この結果の概要において同じ。）。

2 少年鑑別所の統計表（以下記載を省略。）の1表（少年矯正統計のインターネットによる公表ページにおける統計表番号「22-00-01」。以下統計表番号のみ記載。）参照

2 新収容人員

令和4年における新収容人員は4,658人で、前年（4,568人）に比べ90人（2.0%）増加している。男女別では、男子が4,176人（構成比89.7%）、女子が482人（同10.3%）となっている。

最近10年間の新収容人員の推移は、第2表のとおりであり、減少傾向にある。

平成25年を100とした指数で見ると、令和4年は、総数が41（男子が40、女子が43）となっている。

第2表 新収容人員の推移

区	分	平成25年	26	27	28	29	30	令和元年	2	3	4
人員	総数	11,491	10,194	9,132	8,056	7,109	6,712	5,749	5,197	4,568	4,658
	男	10,382	9,251	8,413	7,397	6,500	6,095	5,176	4,691	4,096	4,176
	女	1,109	943	719	659	609	617	573	506	472	482
指数	総数	100	89	79	70	62	58	50	45	40	41
	男	100	89	81	71	63	59	50	45	39	40
	女	100	85	65	59	55	56	52	46	43	43

(注) 1 新収容人員とは、調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置、勾留、鑑別のための少年鑑別所への収容又はその他（引致状等による入所）により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送により入所した者は含んでいない(用語の解説参照)。

2 1表 (22-00-01) 参照

3 新収容者の年齢

令和4年における新収容者の人員は4,250人で、前年(4,328人)に比べ78人(1.8%)減少している。男女別では、男子が3,805人(構成比89.5%)、女子が445人(同10.5%)である。

新収容者の年齢別人員及び構成比は、第3表のとおりである。調査年(令和4年)の新収容者総数に対する年齢別構成比は、総数では19歳が26.3%と最も高く、次いで17歳が21.5%、18歳が20.7%の順となっている。

これを男女別に見ると、男子は19歳の27.0%、17歳の22.1%に次いで、18歳が20.7%の順となっている。

女子は18歳の20.7%、19歳の20.4%に次いで、17歳が16.4%の順となっている。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比

区 分	総数	年少 少年				中間 少年			年長 少年				
		13歳以下	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上				
人 員	総数	4,250	653	83	233	337	1,537	623	914	2,060	880	1,118	62
	男	3,805	541	71	198	272	1,393	552	841	1,871	788	1,027	56
	女	445	112	12	35	65	144	71	73	189	92	91	6
構成比	総数	100.0	15.4	2.0	5.5	7.9	36.2	14.7	21.5	48.5	20.7	26.3	1.5
	男	100.0	14.2	1.9	5.2	7.1	36.6	14.5	22.1	49.2	20.7	27.0	1.5
	女	100.0	25.2	2.7	7.9	14.6	32.4	16.0	16.4	42.5	20.7	20.4	1.3
前年の構成比	100.0	13.2	1.8	4.3	7.1	35.4	14.8	20.6	51.4	21.8	28.4	1.2	

(注) 1 新収容者とは、少年鑑別所送致の決定により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう(用語の解説参照)。

2 前年の構成比とは、前年(令和2年)の総数に対する構成比である(以下この結果の概要において同じ。)

3 6表(22-00-06)参照

4 新収容者の非行名

令和4年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第4表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が74.8%、特別法犯が22.1%、ぐ犯が3.0%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、最も高いものから窃盗(24.0%)、傷害(19.4%)、詐欺(8.2%)の順となっている。さらに、それぞれの内訳を男女別で見ると、男女ともに窃盗(男子23.6%、女子27.9%)が最も多く、次いで傷害(男子20.1%、女子13.7%)の順となっている。第3位以降は、男子は道路交通法(8.4%)、詐欺(8.0%)であり、女子はぐ犯(12.1%)、詐欺(9.2%)の順となっている。

第4表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総	4,250	100.0 (100.0)	3,805	100.0	445	100.0
刑 法 犯	3,180	74.8 (73.0)	2,872	75.5	308	69.2
公 務 執 行 妨 害	44	1.0 (0.9)	41	1.1	3	0.7
放 火	30	0.7 (0.4)	24	0.6	6	1.3
住 居 侵 入	54	1.3 (1.8)	53	1.4	1	0.2
強制わいせつ・強制性交等	234	5.5 (5.1)	232	6.1	2	0.4
殺 人	22	0.5 (0.6)	11	0.3	11	2.5
傷 害	824	19.4 (20.1)	763	20.1	61	13.7
過 失 運 転 致 死 傷	48	1.1 (1.6)	44	1.2	4	0.9
窃 盗	1,022	24.0 (21.8)	898	23.6	124	27.9
強 盗	110	2.6 (2.1)	107	2.8	3	0.7
詐 欺	347	8.2 (8.2)	306	8.0	41	9.2
恐 喝	168	4.0 (4.6)	146	3.8	22	4.9
暴力行為等処罰に関する法律	41	1.0 (0.9)	34	0.9	7	1.6
そ の 他	236	5.6 (4.8)	213	5.6	23	5.2
特 別 法 犯	941	22.1 (23.5)	858	22.5	83	18.7
覚 醒 剤 取 締 法	69	1.6 (2.1)	43	1.1	26	5.8
道 路 交 通 法	331	7.8 (8.2)	320	8.4	11	2.5
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	1	0.0 (-)	-	-	1	0.2
そ の 他	540	12.7 (13.3)	495	13.0	45	10.1
ぐ 犯	129	3.0 (3.5)	75	2.0	54	12.1
第5種少年院への収容	-	- (-)	-	-	-	-
仮退院の取消し	-	- (-)	-	-	-	-

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 ()内の数は、前年の構成比である。

3 7表(22-00-07)から9表(22-00-09)まで参照

5 新収容者の入所回数

令和4年における新収容者の入所回数別人員及び構成比は、第5表のとおりである。初入者と再入者(今回の入所を含めて入所2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が73.0%、再入者が27.0%である。

第5表 新収容者の入所回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回	5回以上
人 員	4,250	3,101	801	244	66	38
(構 成 比)	(100.0)	(73.0)	(18.8)	(5.7)	(1.6)	(0.9)
前年の構成比	100.0	70.5	19.5	6.6	2.2	1.1

(注) 12表(22-00-12)参照

6 新収容者の非行時の身上

令和4年における新収容者の非行時の身上及び構成比は、第6表のとおりである。総数について、非行時の身上に該当のある者と該当のない者それぞれの構成比を見ると、該当ありが25.6%、該当なしが74.3%となっている。男女別では、該当ありの男子が26.4%、女子が19.1%、該当なしの男子が73.5%、女子が80.7%となっている。

次に、非行時の身上に該当のある者（総数）の内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中（17.7%）、2号観察中（5.5%）の順で高く、該当のある者の中で保護観察中が9割以上を占めている。

第6表 新収容者の非行時の身上及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比	
総	数	4,250	100.0	(100.0)	3,805	100.0	445	100.0	
該	当	1,090	25.6	(30.5)	1,005	26.4	85	19.1	
	あり								
	1号観察中	751	17.7	(20.5)	701	18.4	50	11.2	
	2号観察中	232	5.5	(7.7)	215	5.7	17	3.8	
	特定1号観察中	20	0.5	(-)	19	0.5	1	0.2	
	特定2号観察中	1	0.0	(-)	1	0.0	-	-	
	試験観察中	補導委託 在宅	8	0.2	(0.3)	6	0.2	2	0.4
			51	1.2	(1.5)	42	1.1	9	2.0
	刑執行猶予中	2	0.0	(-)	2	0.1	-	-	
	施設在所中	25	0.6	(0.4)	19	0.5	6	1.3	
該	当	3,156	74.3	(69.4)	2,797	73.5	359	80.7	
不	詳	4	0.1	(0.1)	3	0.1	1	0.2	

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 13表 (22-00-13) 参照

7 新収容者の居住状況

令和4年における新収容者の居住状況別人員及び構成比は、第7表のとおりである。総数についてその構成比を見ると、非行時に家族と居住していた者が77.2%と最も高く、次いでアパート・下宿・間借り・寮が7.7%、不定が2.9%の順となっている。

次に、男女別にその構成比を見ると、男女ともに家族と居住（男子78.6%、女子65.4%）が最も高い点では共通しているものの、女子の特徴として、男子に比べて家族と居住していた割合が13.2ポイント低くなっている。その一方で、同棲が6.3%（男子2.0%）、施設が5.6%（男子2.5%）、知人宅が5.4%（男子2.0%）、浮浪が3.6%（男子1.7%）など、他の割合が男子より比較的高くなっている。

第7表 新収容者の居住状況別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	4,250	100.0	(100.0)	3,805	100.0	445	100.0
家	族	3,281	77.2	(77.6)	2,990	78.6	291	65.4
同	棲	104	2.4	(2.8)	76	2.0	28	6.3
ア	パ	326	7.7	(7.9)	296	7.8	30	6.7
パ	ー							
ア	ト							
・	下							
下	宿							
・	間							
間	借							
借	り							
・	寮							
寮								
	込	21	0.5	(0.7)	20	0.5	1	0.2
住	み							
込								
み								
	宿	18	0.4	(0.4)	18	0.5	-	0.0
作	舎							
業								
員								
宿								
舎								
知	宅	99	2.3	(2.2)	75	2.0	24	5.4
人								
施	設	119	2.8	(2.7)	94	2.5	25	5.6
設								
不	居	31	0.7	(0.7)	19	0.5	12	2.7
良	所							
者								
の								
居								
所								
浮	浪	80	1.9	(1.3)	64	1.7	16	3.6
浪								
旅	館	24	0.6	(0.6)	19	0.5	5	1.1
館								
・								
ホ								
テ								
ル								
不	定	122	2.9	(2.3)	110	2.9	12	2.7
定								
そ	他	13	0.3	(0.5)	12	0.3	1	0.2
の								
不	詳	12	0.3	(0.2)	12	0.3	-	0.0

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 17表 (22-00-17) 参照

8 新収容者の非行名別不良集団関係

令和4年における新収容者の非行名別不良集団関係の構成比は、第8表のとおりである。非行時における不良集団との関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者が34.2%、関係のない者が63.7%となっている。

なお、非行名別構成比を高いものから並べると、不良集団関係ありの者は、窃盗（22.6%）、傷害（21.3%）、道路交通法（13.2%）の順であるが、不良集団関係なしの者は、窃盗（24.6%）に次いで傷害（18.7%）、強制わいせつ・強制性交等及び詐欺（8.1%）となっている。

また、非行名ごとに不良集団関係の有無の構成比を見ると、ほとんどが不良集団関係ありの者がなしの者の比率を下回っているものの、道路交通法（あり58.0%、なし41.4%）、強盗（あり50.9%、なし43.6%）においては、その傾向が逆転している。

第8表 新収容者の非行名別不良集団関係の構成比

非 行 名	総数	あ り						な し	不詳	
			不良生徒・ 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団				
総 数	100.0 [4,250]	34.2 [1,453]	4.2 [179]	23.9 [1,016]	4.7 [201]	1.3 [57]	63.7 [2,707]	2.1 [90]		
		(100.0)					(100.0)			
刑 法 犯	100.0	(70.8)	32.3	4.5	21.6	4.8	1.4	(76.8)	65.4	2.3
公 務 執 行 妨 害	100.0	(1.3)	43.2	9.1	29.5	4.5	-	(0.9)	54.5	2.3
放 火	100.0	(0.3)	13.3	3.3	10.0	-	-	(1.0)	86.7	-
住 居 侵 入	100.0	(0.6)	14.8	1.9	7.4	3.7	1.9	(1.6)	79.6	5.6
強制わいせつ・強制性交等	100.0	(1.1)	6.8	1.7	4.7	0.4	-	(8.1)	93.2	-
殺 人	100.0	(0.1)	4.5	-	4.5	-	-	(0.8)	95.5	-
傷 害	100.0	(21.3)	37.5	5.9	24.3	7.2	0.1	(18.7)	61.3	1.2
過 失 運 転 致 死 傷	100.0	(1.0)	31.3	4.2	20.8	4.2	2.1	(1.2)	66.7	2.1
窃 盗	100.0	(22.6)	32.2	4.7	22.7	3.6	1.2	(24.6)	65.1	2.7
強 盗	100.0	(3.9)	50.9	7.3	36.4	3.6	3.6	(1.8)	43.6	5.5
詐 欺	100.0	(7.8)	32.9	1.4	19.0	8.4	4.0	(8.1)	62.8	4.3
恐 喝	100.0	(5.4)	46.4	4.2	32.1	6.0	4.2	(3.2)	51.8	1.8
暴力行為等処罰に関する法律	100.0	(0.8)	29.3	4.9	17.1	2.4	4.9	(1.1)	70.7	-
そ の 他	100.0	(4.6)	28.4	5.5	19.5	3.0	0.4	(6.1)	69.5	2.1
特 別 法 犯	100.0	(26.8)	41.4	3.0	32.4	4.9	1.2	(19.7)	56.7	1.8
覚 醒 剤 取 締 法	100.0	(1.7)	34.8	1.4	29.0	1.4	2.9	(1.6)	60.9	4.3
道 路 交 通 法	100.0	(13.2)	58.0	3.3	41.4	12.7	0.6	(5.1)	41.4	0.6
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	100.0	(-)	-	-	-	-	-	(0.0)	-	-
そ の 他	100.0	(12.0)	32.2	3.0	27.4	0.6	1.3	(13.1)	65.6	2.2
ぐ 犯	100.0	(2.4)	27.1	5.4	18.6	0.8	2.3	(3.4)	72.1	0.8
第5種少年院への収容	-	(-)	-	-	-	-	-	(-)	-	-
仮 退 院 取 消 し	-	(-)	-	-	-	-	-	(-)	-	-
前 年 の 構 成 比	100.0		38.5	5.3	27.3	4.6	1.3		59.5	2.0

- (注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。
- 2 []内の数は実人員であり、()内の数は不良集団に関係のある者又は関係のない者の非行名別構成比である。
- 3 21表(22-00-21)参照

9 新収容者の薬物等使用関係

令和4年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時に薬物等を使用していた者（第9表中の「あり」）は16.3%、使用していない者（同「なし」）は82.8%となっている。また、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子は15.8%、女子は20.0%となっており、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。

さらに、薬物等を使用していた者について、使用薬物等の種類別にその構成比を高いものから順に並べると、男子は大麻が12.2%、覚醒剤が1.4%、麻薬・あへんが1.3%の順となっている。また、女子についても同様に、大麻が10.8%、覚醒剤が5.8%、麻薬・あへんが1.8%の順となっている。

第9表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	4,250	100.0	(100.0)	3,805	100.0	445	100.0
あ	り	691	16.3	(17.3)	602	15.8	89	20.0
	麻薬・あへん	56	1.3	(1.3)	48	1.3	8	1.8
	大麻	511	12.0	(13.1)	463	12.2	48	10.8
	覚醒剤	81	1.9	(2.4)	55	1.4	26	5.8
	有機溶剤	3	0.1	(0.0)	2	0.1	1	0.2
	指定薬物	2	0.0	(0.0)	2	0.1	-	-
	その他	38	0.9	(0.5)	32	0.8	6	1.3
な	し	3,518	82.8	(82.0)	3,166	83.2	352	79.1
不	詳	41	1.0	(0.7)	37	1.0	4	0.9

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 21表(22-00-21)参照

10 新収容者の鑑別判定別審判決定等

令和4年における新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比は、第10表のとおりである。鑑別判定別の構成比を見ると、少年院送致が31.3%と最も高く、次いで在宅保護のうち保護観察（以下本項において「保護観察」という。）が20.1%となっている。また、審判決定等別の構成比を総数で見ると、保護観察が24.0%と最も高く、次いで少年院送致が18.8%、保護観察（特定）が16.4%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察（保護観察（特定）と保護観察64条1項1号が87.0%、保護観察（特定）と保護観察64条1項2号が83.2%、保護観察と在宅保護 保護観察が83.0%）が最も高く、次いで児童自立支援施設・児童養護施設送致が65.2%、少年院送致（少年院送致（特定）は60.4%、少年院送致が57.2%）の順となっている。

第10表 新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

鑑別判定	審判決定等																			
	総数	保護観察	保護観察(特定)	児童自立支援施設・児童養護施設送致	少年院送致	少年院送致(特定)	少年院送致(少年(取)	少年院送致(少年(取)	少年院送致(少年(取)	少年院送致(少年(取)	少年院送致(少年(取)	少年院送致(少年(取)	少年院送致(少年(取)	少年院送致(少年(取)	少年院送致(少年(取)	少年院送致(少年(取)	少年院送致(少年(取)			
総数	4,250	1,022	696	108	797	531	—	40	65	37	17	15	16	261	128	359	153	—	2	3
保護観察	15	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保護観察(特定)	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童自立支援施設・児童養護施設送致	853	708	—	—	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致	38	5	—	3	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	23	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	537	—	447	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	1,332	277	—	15	762	—	—	2	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	845	—	211	—	—	510	—	—	1	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童自立支援施設・児童養護施設送致	138	13	—	90	3	—	—	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致	8	1	—	—	2	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	5	1	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	66	—	6	—	—	12	—	—	5	21	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	4	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	43	6	—	—	3	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	50	—	11	—	—	3	—	—	11	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	169	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	81	—	—	—	—	—	—	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	20	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	22	—	—	—	—	—	—	—	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	(100.0)	100.0	24.0	16.4	2.5	18.8	12.5	—	0.9	1.5	0.9	0.4	0.4	6.1	3.0	8.4	3.6	—	0.0	0.1
保護観察	(0.4)	100.0	73.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保護観察(特定)	(0.0)	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童自立支援施設・児童養護施設送致	(20.1)	100.0	83.0	—	1.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致	(0.9)	100.0	13.2	—	7.9	5.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	(0.5)	100.0	—	87.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	(12.6)	100.0	—	83.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	(31.3)	100.0	20.8	—	1.1	57.2	—	—	0.2	0.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	(19.9)	100.0	—	25.0	—	60.4	—	—	—	0.1	1.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	(0.0)	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童自立支援施設・児童養護施設送致	(3.2)	100.0	9.4	—	65.2	2.2	—	—	11.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致	(0.2)	100.0	12.5	—	25.0	—	—	—	—	50.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	(0.1)	100.0	20.0	—	40.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	(1.6)	100.0	—	9.1	—	18.2	—	—	—	7.6	31.8	22.7	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	(0.1)	100.0	—	25.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	(1.0)	100.0	14.0	—	7.0	—	—	—	—	9.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	(1.2)	100.0	—	22.0	—	6.0	—	—	—	22.0	4.0	4.0	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	(4.0)	100.0	—	—	—	—	—	—	—	1.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	(1.9)	100.0	—	—	—	—	—	—	—	11.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	(0.5)	100.0	—	—	—	50.0	—	—	—	20.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
少年院送致(少年(取)	(0.5)	100.0	—	—	—	—	—	—	—	86.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 ()内の数は、鑑別判定別の構成比である。

2 28表 (22-00-28) 参照

11 鑑別の受付人員及び終了人員

令和4年における鑑別の受付人員は9,819人であった。このうち、鑑別の終了人員は受付人員の90.7%に当たる8,901人であった。

第11表 鑑別の受付人員の構成比

区分	総数	家庭裁判所関係			法務省・厚生労働省関係				少年院の指定に係る鑑別		
		自所収容者	在宅者	その他	矯正施設		保護観察所等	児童自立支援施設等			
					刑事施設	少年院					
人員 (構成比)	9,819 (100.0)	5,103 (52.0)	4,868 (49.6)	235 (2.4)	0 (-)	3,391 (34.5)	1 (0.0)	1,170 (11.9)	2,208 (22.5)	12 (0.1)	1,325 (13.5)

(注) 3表 (22-00-03) 参照

第12表 鑑別の終了人員の構成比

区分	総数	家庭裁判所関係			法務省・厚生労働省関係				少年院の指定に係る鑑別		
		自所収容者	在宅者	その他	矯正施設		保護観察所等	児童自立支援施設等			
					刑事施設	少年院					
人員 (構成比)	8,901 (100.0)	4,163 (46.8)	3,939 (44.3)	224 (2.5)	0 (-)	3,412 (38.3)	1 (0.0)	1,174 (13.2)	2,225 (25.0)	12 (0.1)	1,326 (14.9)

(注) 3表 (22-00-03) 参照

12 退所者の退所事由別人員

令和4年における退所者（逃走及び施設間の移送を除く。）は4,603人で、前年（4,648人）に比べ45人（1.0%）減少している。これを男女別に見ると、男子が4,117人（構成比89.4%）、女子が486人（同10.6%）となっている。

退所者の退所事由別人員及び構成比は、第13表のとおりである。総数について見ると、保護観察が1,718人と最も多く、次いで少年院送致が1,335人、試験観察が512人の順となっている。

第13表 退所者の退所事由別人員及び構成比

区分	総数	保護処分			第5種少年院への収容	知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不処分	観護措置の取消し	試験観察	鑑別のための少年鑑別所への収容の終了	仮収容の終了	その他
		保護観察	児童自立支援施設・児童養護施設送致	少年院送致									
人員	4,603	1,718	108	1,335	-	40	119	31	389	512	16	38	297
男	4,117	1,548	86	1,204	-	28	114	27	352	448	14	29	267
女	486	170	22	131	-	12	5	4	37	64	2	9	30
(構成比)	(100.0)	(37.3)	(2.3)	(29.0)	(-)	(0.9)	(2.6)	(0.7)	(8.5)	(11.1)	(0.3)	(0.8)	(6.5)
前年の構成比	100.0	35.8	2.3	29.7	-	0.6	2.2	0.5	7.7	14.3	0.5	0.6	5.7

(注) 1表 (22-00-01) 参照

II 少年院

1 収容状況

令和4年における全国の少年院の1日平均収容人員は1,283人であり、前年(1,393人)に比べ110人(7.9%)減少している。男女別では、男子が1,157人(構成比90.2%)、女子が126人(同9.8%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成25年を100とした指数で見ると、令和4年は、総数が42(男子42、女子44)となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区	分	平成25年	26	27	28	29	30	令和元年	2	3	4
人員	総数	3,054	2,803	2,633	2,462	2,187	2,012	1,778	1,616	1,393	1,283
	男	2,769	2,543	2,411	2,260	2,005	1,851	1,612	1,475	1,259	1,157
	女	286	260	221	202	183	160	165	141	133	126
指数	総数	100	92	86	81	72	66	58	53	46	42
	男	100	92	87	82	72	67	58	53	45	42
	女	100	91	77	71	64	56	58	49	47	44

(注) 少年院の統計表(以下記載を省略。)の1表(22-00-01)参照

2 新収容者の人員

令和4年における新収容者の人員は1,332人で、前年(1,377人)に比べ45人(3.3%)減少している。男女別では、男子が1,203人(構成比90.3%)、女子が129人(同9.7%)となっている。

最近10年間の新収容者の人員の推移は、第2表のとおりであり、これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成25年を100とした指数で見ると、令和4年は、総数が42(男子が41、女子が46)となっている。

第2表 新収容者の人員の推移

区	分	平成25年	26	27	28	29	30	令和元年	2	3	4
人員	総数	3,193	2,872	2,743	2,563	2,147	2,108	1,727	1,624	1,377	1,332
	男	2,915	2,653	2,538	2,369	1,999	1,933	1,594	1,487	1,258	1,203
	女	278	219	205	194	148	175	133	137	119	129
指数	総数	100	90	86	80	67	66	54	51	43	42
	男	100	91	87	81	69	66	55	51	43	41
	女	100	79	74	70	53	63	48	49	43	46

(注) 1 新収容者とは、調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者をいう(用語の解説参照)。

2 4表(22-00-04)参照

3 新収容者の年齢

令和4年における新収容者の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）は、第3表のとおりである。新収容者総数（1,332人）について年齢別構成比を見ると、19歳が28.8%と最も高く、次いで17歳が24.4%となっている。また、男女別で年齢別構成比の高い順に挙げると、男子は19歳（29.5%）、17歳（24.9%）、18歳（22.3%）の順であり、女子は18歳及び19歳（21.7%）に次いで17歳（19.4%）となっている。

次に、矯正教育課程ごとに男女の年齢別構成比を見ると、SE・SA対象者では、男子女子ともに年長少年（男子48.0%、女子80.0%）が高く、SE・SA対象者以外においても、男子女子ともに年長少年（男子53.0%、女子43.5%）が高かった。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）

区	分	総数	年少			中間			年長					
			少年	13歳以下	14歳	15歳	少年	16歳	17歳	少年	18歳	19歳	20歳以上	
人員	総数	1,332	140	4	46	90	504	179	325	688	296	383	9	
	男子	1,203	114	2	39	73	459	159	300	630	268	355	7	
	女子	129	26	2	7	17	45	20	25	58	28	28	2	
構成比	総数	100.0	10.5	0.3	3.5	6.8	37.8	13.4	24.4	51.7	22.2	28.8	0.7	
	男子	100.0	9.5	0.2	3.2	6.1	38.2	13.2	24.9	52.4	22.3	29.5	0.6	
	女子	100.0	20.2	1.6	5.4	13.2	34.9	15.5	19.4	45.0	21.7	21.7	1.6	
	前年の構成比	100.0	8.9	0.5	1.8	6.6	33.0	12.5	20.5	58.1	25.7	32.3	0.1	
	矯正教育課程													
比	SE・SA対象者	男子	100.0	6.8	-	2.0	4.7	45.3	14.2	31.1	48.0	23.0	24.3	0.7
		女子	100.0	-	-	-	-	20.0	-	20.0	80.0	60.0	20.0	-
	SE・SA対象者以外	男子	100.0	9.9	0.2	3.4	6.3	37.2	13.1	24.1	53.0	22.2	30.2	0.6
		女子	100.0	21.0	1.6	5.6	13.7	35.5	16.1	19.4	43.5	20.2	21.8	1.6

- (注) 1 SE・SA対象者とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）又は短期社会適応課程（SA）の対象者である。
 2 SE・SA対象者以外とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）及び短期社会適応課程（SA）以外の対象者である。
 3 20表（22-00-20）参照

4 新収容者の少年院の種類等

令和4年における新収容者の少年院の種類別人員・構成比は、第4表のとおりである。少年院の種類別構成比を見ると、第1種が95.3%と最も高く、次いで第3種が3.4%、第2種が1.4%となっている。

第4表 新収容者の少年院の種類別人員・構成比

区	分	総数	第1種	第2種	第3種
総数		1,332	1,269	18	45
(構成比)		(100.0)	(95.3)	(1.4)	(3.4)
前年の構成比		100.0	95.3	2.0	2.7

- (注) 1 () 内の数は、新収容者総数（1,332名）に対する構成比である。
 2 7表（22-00-07）参照

5 新収容者の非行名

令和4年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第5表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が75.4%、特別法犯が21.6%、ぐ犯が3.0%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、高いものから順に窃盗（23.3%）、傷害（17.8%）、詐欺（10.7%）、道路交通法（6.4%）となっている。これを男女別で見ると、構成比の高いものから順に男子は窃盗（23.3%）、傷害（18.5%）、詐欺（10.4%）、強制わいせつ・強制性交等（6.9%）、女子は窃盗（24.0%）が最も高く、次いで詐欺（14.0%）、ぐ犯（13.2%）、傷害（11.6%）となっている。

第5表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総 数	1,332	100.0 (100.0)	1,203	100.0	129	100.0
刑 法 犯	1,004	75.4 (74.7)	920	76.5	84	65.1
公 務 執 行 妨 害	7	0.5 (0.4)	7	0.6	-	-
放 火	10	0.8 (0.3)	9	0.7	1	0.8
住 居 侵 入	11	0.8 (1.3)	11	0.9	-	-
強制わいせつ・強制性交等	84	6.3 (5.9)	83	6.9	1	0.8
殺 人	17	1.3 (1.1)	9	0.7	8	6.2
傷 害	237	17.8 (19.7)	222	18.5	15	11.6
過 失 運 転 致 死 傷	31	2.3 (2.8)	29	2.4	2	1.6
窃 盗	311	23.3 (21.6)	280	23.3	31	24.0
強 盗	50	3.8 (4.6)	48	4.0	2	1.6
詐 欺	143	10.7 (9.7)	125	10.4	18	14.0
恐 喝	49	3.7 (3.7)	48	4.0	1	0.8
暴力行為等処罰に関する法律	7	0.5 (0.3)	7	0.6	-	-
そ の 他	47	3.5 (3.5)	42	3.5	5	3.9
特 別 法 犯	288	21.6 (21.7)	260	21.6	28	21.7
覚 醒 剤 取 締 法	35	2.6 (4.1)	21	1.7	14	10.9
道 路 交 通 法	85	6.4 (6.2)	82	6.8	3	2.3
毒 物 及 び 劇 物 取 締 法	1	0.1 (-)	-	-	1	0.8
そ の 他	167	12.5 (11.4)	157	13.1	10	7.8
ぐ 犯	40	3.0 (3.6)	23	1.9	17	13.2
第5種少年院への収容	-	- (-)	-	-	-	-
仮退院の取消し	-	- (-)	-	-	-	-

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 () 内の数は、前年の構成比である。

3 4表(22-00-04)参照

6 新収容者の入院回数

令和4年における新収容者の入院回数別人員及び構成比は、第6表のとおりである。初入者と再入者（今回の入院を含めて入院2回以上の者）を構成比で見ると、初入者が87.5%、再入者が12.5%となっている。

第6表 新収容者の入院回数別人員及び構成比

区分	総数	初回	2回	3回	4回以上
人員 (構成比)	1,332 (100.0)	1,165 (87.5)	149 (11.2)	15 (1.1)	3 (0.2)
前年の構成比	100.0	82.4	15.3	2.3	-

(注) 21表(22-00-21)参照。

なお、同表は少年院新収容者の少年院送致歴を計上しているため、今回の入院を除いた入院回数となるが、本表では今回の入院を含めた入院回数を計上している。

7 新収容者の薬物等使用関係

令和4年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第7表のとおりである。まず総数の構成比について見ると、非行時に薬物等を使用していた者（表中の「あり」）30.0%、使用していない者（同「なし」）69.3%となっている。さらに、使用していた者について、その使用薬物等の構成比で見ると、高いものから順に大麻（22.1%）、覚醒剤（3.6%）、麻薬・あへん（2.6%）となっている。

次に、使用していた者の構成比を男女別で見ると、男子が29.3%であるのに対し、女子が36.4%であり、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。さらに、使用薬物等の種類別構成比の高い順に挙げると、男子は大麻（22.4%）、覚醒剤（2.8%）、麻薬・あへん（2.5%）の順となっている。また、女子も同様に、大麻（20.2%）が最も高く、次いで、覚醒剤（10.9%）、麻薬・あへん（3.1%）の順となっている。

第7表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	1,332	100.0 (100.0)	1,203	100.0	129	100.0
あり	400	30.0 (32.4)	353	29.3	47	36.4
麻薬・あへん	34	2.6 (2.0)	30	2.5	4	3.1
大麻	295	22.1 (23.5)	269	22.4	26	20.2
覚醒剤	48	3.6 (5.4)	34	2.8	14	10.9
有機溶剤	2	0.2 (0.1)	1	0.1	1	0.8
指定薬物	-	- (0.1)	-	-	-	-
その他の	21	1.6 (1.2)	19	1.6	2	1.6
なし	923	69.3 (67.3)	841	69.9	82	63.6
不詳	9	0.7 (0.3)	9	0.7	-	-

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 10表(22-00-10)参照

8 新収容者の共犯関係

令和4年における新収容者の共犯関係別人員及び構成比は、第8表のとおりである。共犯関係の有無について総数の構成比を見ると、共犯関係がある者は41.7%、共犯関係がない者は51.9%となっている。また、共犯関係がある者の内訳を構成比の高い順から並べると、遊び仲間（26.6%）、不良集団（7.6%）、職場仲間（1.4%）となっている。

次に、共犯関係がある者の構成比を男女別に見ると、男子が43.1%、女子が28.7%となっている。また、共犯関係がある者の内訳の構成比については、男女ともに遊び仲間（男子27.8%、女子15.5%）が最も高く、次いで不良集団（男子7.8%、女子5.4%）となっている。

第8表 新収容者の共犯関係別人員及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	1,332	100.0 (100.0)	1,203	100.0	129	100.0
あり	555	41.7 (42.2)	518	43.1	37	28.7
学校仲間	17	1.3 (1.1)	16	1.3	1	0.8
遊び仲間	354	26.6 (29.7)	334	27.8	20	15.5
職場仲間	19	1.4 (1.1)	19	1.6	-	-
施設仲間	7	0.5 (0.7)	6	0.5	1	0.8
親族	13	1.0 (0.7)	12	1.0	1	0.8
行きずり	10	0.8 (0.8)	9	0.7	1	0.8
不良集団	101	7.6 (5.2)	94	7.8	7	5.4
その他	34	2.6 (3.0)	28	2.3	6	4.7
なし	691	51.9 (50.8)	608	50.5	83	64.3
不詳	86	6.5 (7.0)	77	6.4	9	7.0

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 17表 (22-00-17) 参照

9 新収容者の非行時の身上

令和4年における新収容者の非行時の身上別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時の身上に該当のある者は51.8%、該当のない者は48.2%となっている。また、該当のある者について、その内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中が35.2%と最も高く、次いで2号観察中が10.5%、試験観察中が3.9%の順となっている。

次に、男女別に構成比を見ると、男子は該当のある者（52.7%）が該当のない者（47.3%）を上回っており、女子についても、該当のない者（56.6%）が該当のある者（43.4%）を上回っている。

第9表 新収容者の非行時の身上別人員及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	1,332	100.0 (100.0)	1,203	100.0	129	100.0
該当あり	690	51.8 (58.9)	634	52.7	56	43.4
1号観察中	469	35.2 (38.5)	438	36.4	31	24.0
2号観察中	140	10.5 (14.7)	129	10.7	11	8.5
特定1号観察中	14	1.1 (-)	13	1.1	1	0.8
特定2号観察中	1	0.1 (-)	1	0.1	-	-
試験観察中	9	0.7 (0.8)	7	0.6	2	1.6
補導委託 在宅	43	3.2 (3.9)	36	3.0	7	5.4
刑執行猶予中	-	- (-)	-	-	-	-
施設在所中	14	1.1 (0.9)	10	0.8	4	3.1
該当なし	642	48.2 (41.1)	569	47.3	73	56.6
不詳	-	- (-)	-	-	-	-

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 12表 (22-00-12) 参照

10 新収容者の非行時の職業

令和4年における新収容者の非行時の職業別人員及び構成比は、第10表のとおりである。これを構成比で見ると、有職者が全体の43.1%、無職者のうち、学生・生徒以外の者が28.7%、学生・生徒が28.1%となっている。

次に、有職者の内訳を構成比で見ると、建設・採掘が29.6%で最も高く、次いでサービス職業（接客関係）が4.4%となっている。

第10表 新収容者の非行時の職業別人員及び構成比

区分	総数	事務	販売	サービス職業			農林 漁業	輸送 ・ 機械運転	生産 工程	建設 ・ 採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	その他 の職業	無職者		不詳
				調理	接客	その他							学生・ 生徒	その他	
総数	1332	1	11	12	59	18	1	2	18	394	31	27	374	382	2
(構成比)	(100.0)	(0.1)	(0.8)	(0.9)	(4.4)	(1.4)	(0.1)	(0.2)	(1.4)	(29.6)	(2.3)	(2.0)	(28.1)	(28.7)	(0.2)
前年の構成比	100.0	0.1	0.7	0.8	3.5	1.5	0.7	0.1	2.7	33.7	2.8	2.7	25.1	25.3	0.3

(注) 26表 (22-00-26) 参照

11 新収容者の教育程度

令和4年における新収容者の教育程度の構成比は、第11表のとおりである。総数について構成比を見ると、高等学校中退が最も高く40.8%、次いで高等学校在学が20.7%となっている。また、中学校在学中の者の占める割合は7.4%、中学校卒業の者の占める割合は20.0%となっている。

第11表 新収容者の教育程度の構成比

区分	総数	中学校					高等 学校					その他
		在学	卒業	その他	不詳	在学	中退	卒業	不詳			
総数	100.0	27.6	7.4	20.0	0.2	-	68.8	20.7	40.8	7.2	-	3.6
	(1,332)	(368)	(98)	(267)	(3)	(-)	(916)	(276)	(544)	(96)	(-)	(48)
男	100.0	27.0	6.4	20.4	0.2	-	69.2	21.0	41.1	7.1	-	3.7
	(1,203)	(325)	(77)	(245)	(3)	(-)	(833)	(253)	(494)	(86)	(-)	(45)
女	100.0	33.3	16.3	17.1	-	-	64.3	17.8	38.8	7.8	-	2.3
	(129)	(43)	(21)	(22)	(-)	(-)	(83)	(23)	(50)	(10)	(-)	(3)
前年の構成比	100.0	28.8	5.7	23.0	-	-	68.2	19.6	40.5	8.1	-	3.1

(注) 1 () 内の数は、実人員である。

2 24表 (22-00-24) 参照

12 新収容者の不良集団関係

令和4年における新収容者の保護者別不良集団関係の構成比は、第12表のとおりである。非行時における不良集団関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者は44.4%、関係のない者は54.1%となっている。不良集団に関係のある者についてその内訳を見ると、地域不良集団が32.6%と最も高く、次いで暴走族が5.9%、不良生徒・学生集団が3.6%となっている。

なお、保護者別の実数については、総数1,332人中、実父母470人、実父127人、実母572人、実父義母22人、義父実母186人、養父（母）18人、その他56人、なし10人となっている。

第12表 新収容者の保護者別不良集団関係の構成比

保護者	不良集団 総数	あり					なし	不詳	
		あり	不良生徒・ 学生集団	地域不良 集団	暴走族	暴力団			
総数	100.0 (1,332)	44.4 (591)	3.6 (48)	32.6 (434)	5.9 (79)	2.3 (30)	54.1 (720)	1.6 (21)	
前年の構成比	100.0	49.2	5.0	35.7	5.7	2.8	49.0	1.7	
保護者	実父母	100.0	43.4	4.5	30.5	5.9	2.5	55.5	1.1
	実父	100.0	44.0	6.0	28.4	6.9	2.6	53.4	2.6
	実母	100.0	44.9	2.7	33.7	6.4	2.1	53.4	1.7
	実父義母	100.0	52.9	-	47.1	5.9	-	47.1	-
	義父実母	100.0	49.1	3.6	38.3	5.4	1.8	49.1	1.8
	養父（母）	100.0	55.6	-	44.4	5.6	5.6	44.4	-
	その他	100.0	34.0	2.1	27.7	2.1	2.1	63.8	2.1
	なし	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-
不詳	

(注) 1 ()内の数は、実人員である。

2 31表 (22-00-31) 参照

3 令和4年は保護者不詳の該当者がなかった。

13 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

令和4年における新収容者の前回処分等は、第13表のとおりである。前回処分の有無について、総数の構成比を見ると、前回処分がある者は68.5%、ない者は31.5%となっている。また、前回処分がある者の前回処分別の構成比を見ると、保護観察が40.3%と最も高く、次いで審判不開始・不処分が14.9%、少年院送致が9.8%の順となっている。

さらに、それらの者の中で、前回処分後の再非行である者は94.1%に当たる858人であり、再非行までの期間を構成比で見ると、6月を超え1年以内の者が24.7%と最も高く、次いで3月を超え6月以内が21.0%、1年を超え1年6月以内が15.2%となっている。

第13表 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間（人員及び構成比）

区 分	総数	あり												なし	不詳
		保 護 観 察	保 護 観 察 支 援 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	少 年 院 送 致	知 事 ・ 検 察 官 児 童 相 談 所 長 送 致	検 察 官 送 致	審 判 不 開 始 ・ 不 処 分	刑 の 執 行 猶 予 等	特 定 保 護 観 察 送 致	少 年 院 送 致	検 察 官 送 致			
人 員	総数	1,332	912	537	20	130	6	7	199	3	8	2	-	420	-
	男	1,203	856	505	15	119	4	7	193	3	8	2	-	347	-
	女	129	56	32	5	11	2	-	6	-	-	-	-	73	-
構 成 比	総数	100.0	68.5	40.3	1.5	9.8	0.5	0.5	14.9	0.2	0.6	0.2	-	31.5	-
	男	100.0	71.2	42.0	1.2	9.9	0.3	0.6	16.0	0.2	0.7	0.2	-	28.8	-
	女	100.0	43.4	24.8	3.9	8.5	1.6	-	4.7	-	-	-	-	56.6	-
前 年 の 構 成 比	100.0	74.8	42.5	1.2	13.1	0.3	0.9	16.8	-	-	-	-	25.2	-	
処 分 あり	<100.0>	912	537	20	130	6	7	199	3	8	2	-	-	-	
前回処分後の非行	<94.1> [100.0]	(100.0)	(58.9)	(2.2)	(14.3)	(0.7)	(0.8)	(21.8)	(0.3)	(0.9)	(0.2)	(-)	-	-	
1 月 以 内	[8.7]	75	45	3	6	2	3	12	-	3	1	-	-	-	
3 月 以 内	[13.8]	118	73	3	19	1	-	19	1	2	-	-	-	-	
6 月 以 内	[20.5]	176	105	1	32	1	3	33	-	1	-	-	-	-	
1 年 以 内	[24.1]	207	133	2	30	1	-	39	1	1	-	-	-	-	
1年6月以内	[14.8]	127	68	4	21	-	-	33	1	-	-	-	-	-	
2 年 以 内	[7.6]	65	36	2	11	-	-	16	-	-	-	-	-	-	
2年を超える	[10.5]	90	48	5	8	1	-	28	-	-	-	-	-	-	
前回処分前の非行	<5.9>	54	29	-	3	-	1	19	-	1	1	-	-	-	
施設在所中の非行	<->	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不詳	<->	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 1 ()内の数は、前回処分ありの者について前回処分別の構成比、< >内の数は、同じく処分ありの者について前回処分後、前回処分前、施設在所中又は不詳別の構成比、[]内の数は、前回処分後の非行について再非行までの期間別の構成比である。

2 14表 (22-00-14)参照

14 新収容者の非行名別矯正教育課程等

令和4年における新収容者の非行名別矯正教育課程の人員は、第14表のとおりである。矯正教育課程別人員について、人員の多いものから順に三つ取り上げると、社会適応課程（A）が648人、支援教育課程（N）が439人、短期義務教育課程及び短期社会適応課程（S）が153人となっている。

これらの者について非行名の多いものを順に挙げると、社会適応課程は窃盗（147人）、傷害（114人）、詐欺（85人）、支援教育課程は窃盗（111人）、傷害（85人）、詐欺（39人）、短期義務教育課程及び短期社会適応課程は窃盗（35人）、傷害（24人）、道路交通法（19人）の順となっている。

第14表 新収容者の非行名別矯正教育課程の人員

非 行 名	総数	S	P	S・P以外				
				E	A	N	D	
総 数	1,332 (100.0)	153 (11.5)	- (-)	1,179 (88.5)	47 (3.5)	648 (48.6)	439 (33.0)	45 (3.4)
刑 法 犯	1,004	107	-	897	42	488	342	25
公務執行妨害	7	-	-	7	1	3	3	-
放火	10	-	-	10	-	2	6	2
住居侵入	11	2	-	9	1	2	5	1
強制わいせつ・強制性交等	84	10	-	74	6	34	32	2
殺人	17	-	-	17	2	1	8	6
傷害	237	24	-	213	10	114	85	4
過失運転致死傷	31	5	-	26	1	19	6	-
窃盗	311	35	-	276	14	147	111	4
強盗	50	6	-	44	2	26	16	-
詐欺	143	14	-	129	3	85	39	2
恐喝	49	7	-	42	1	30	10	1
暴力行為等処罰に関する法律	7	1	-	6	-	2	4	-
その他	47	3	-	44	1	23	17	3
特 別 法 犯	288	46	-	242	2	150	76	14
覚せい剤取締法	35	3	-	32	-	19	7	6
道路交通法	85	19	-	66	2	33	28	3
毒物及び劇物取締法	1	-	-	1	-	-	1	-
その他	167	24	-	143	-	98	40	5
ぐ 犯	40	-	-	40	3	10	21	6
第5種少年院への収容	-	-	-	-	-	-	-	-
仮退院の取消し	-	-	-	-	-	-	-	-
前年の構成比	100.0	12.9	-	87.1	3.1	51.6	29.8	2.7

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の矯正教育課程区分表」参照

3 ()内の数は、新収容者総数に対する矯正教育課程ごとの構成比である。

4 12表 (22-00-12)参照

15 新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等

令和4年における新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等の人員は、第15表のとおりである。再入者167人（構成比12.5%）の構成比を見ると、前回少年院を少年院法（平成26年法律第58号）施行後の平成27年6月以降に出院した者は167人（構成比12.5%）であった。

前回の処遇課程・矯正教育課程等と今回の矯正教育課程を見ると、前回の処遇課程・矯正教育課程等で最も多い社会適応課程（A）の者（78人）の今回の矯正教育課程は、前回の矯正教育課程と同じく社会適応課程（A）の75人が最多である。次に多い支援教育課程（N）の者（55人）の今回矯正教育課程については、社会適応課程（A）の28人が最多となっている。

第15表 新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等の人員

前回処遇課程・ 矯正教育課程等 / 今回矯正教育課程	総数	処遇課程									矯正教育課程						なし	
		S	O	G	V	E	H	P	M	SE、SA 対象者	E	A	N	D	P			
総数	1,332	-	-	-	-	-	-	-	-	-	167	30	3	78	55	1	-	1,165
	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(12.5)	(2.3)	(0.2)	(5.9)	(4.1)	(0.1)	(-)	(87.5)
SE・SA	153	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	152
E	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	46
A	648	-	-	-	-	-	-	-	-	-	128	23	2	75	28	-	-	520
N	439	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33	7	-	1	25	-	-	406
D	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	1	2	1	-	41
P	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 処遇課程等及び矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」及び「少年院の矯正教育課程区分表」参照
 2 ()内の数は、新収容者総数（1,332名）に対する構成比である。
 3 30表（22-00-30）参照

16 出院者の人員

令和4年における出院者の人員は1,363人で、前年(1,567人)に比べ204人(13.0%)減少している。これを男女別に見ると、男子が1,236人(構成比90.7%)、女子が127人(同9.3%)となっている。

また、出院事由別に見ると、退院が4人(構成比0.3%)、仮退院が1,359人(同99.7%)となっている。

最近10年間の出院者の人員の推移は、第16表のとおりである。出院事由別の構成比を見ると、最近10年間で仮退院の比率が高い率で推移している。

第16表 出院者の人員の推移

区分	平成25年	26	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	
人員	総数	3,437	3,126	2,879	2,750	2,475	2,156	2,065	1,698	1,567	1,363
	男	3,124	2,856	2,646	2,544	2,282	2,006	1,901	1,551	1,444	1,236
	女	313	270	233	206	193	150	164	147	123	127
人員	退院	9	4	8	7	6	10	12	6	7	4
	仮退院	3,428	3,122	2,871	2,743	2,469	2,146	2,053	1,692	1,560	1,359
構成比	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	退院	0.3	0.1	0.3	0.3	0.2	0.5	0.6	0.4	0.4	0.3
	仮退院	99.7	99.9	99.7	99.7	99.8	99.5	99.4	99.6	99.6	99.7

(注) 1 出院者とは、調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう(用語の解説参照)。

2 1表(22-00-01)参照

17 仮退院者の在院期間

令和4年における仮退院者のうち、SE・SA対象者の在院期間別人員及び構成比は、第17表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると、141～161日が49.7%と最も高く、次いで120～140日が46.1%、162～182日が3.0%の順となっている。

第17表 仮退院者(SE・SA対象者)の在院期間別人員及び構成比

区分	在院期間	総数	56日以下	57～77日	78～98日	99～119日	120～140日	141～161日	162～182日	183日以上
人員		167	-	-	-	-	77	83	5	2
構成比		100.0	-	-	-	-	46.1	49.7	3.0	1.2
		(100.0)	(-)	(-)	(0.5)	(1.1)	(40.2)	(47.6)	(7.9)	(2.6)

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 37表(22-00-37)参照

次に、SE・SA対象者以外の在院期間別人員及び構成比は、第18表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると271～360日が57.3%と最も高く、次いで361～450日が29.9%の順となっており、前年同様の傾向にある。

第18表 仮退院者（SE・SA対象者以外）の在院期間別人員及び構成比

在院期間 区分	総数	180日 以下	181～ 270日	271～ 360日	361～ 450日	451～ 540日	541～ 630日	631～ 720日	721日 以上
人 員	1,192	-	9	683	357	62	40	17	24
構 成 比	100.0 (100.0)	- (0.1)	0.8 (0.3)	57.3 (58.2)	29.9 (30.7)	5.2 (4.9)	3.4 (3.0)	1.4 (1.2)	2.0 (1.7)

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 36表 (22-00-36)参照

18 出院者の職業指導

令和4年における出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比は、第19表のとおりである。職業指導を受けた者は出院者の99.3%に当たる1,354人である。

次に、職業指導を受けた者について、その内訳を見ると、職業生活設計指導が39.2%と最も多く、次いで農園芸が14.2%、製品企画が10.1%の順となっている。

第19表 出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比

種 目	人員	構成比
総 数	1,363	100.0 (100.0)
木 工	44	3.2 (10.0)
陶 芸	84	6.2 (8.4)
農 園 芸	193	14.2 (21.8)
溶 接	38	2.8 (4.7)
職業生活設計指導	534	39.2 (34.3)
自動車整備	6	0.4 (0.2)
情報処理	102	7.5 (10.1)
電気工事	10	0.7 (0.6)
土木・建築	16	1.2 (1.8)
手 芸	31	2.3 (1.7)
伝 統 工 芸	5	0.4 (1.4)
給排水設備	-	- (0.2)
介護福祉	3	0.2 (0.3)
職業生活技能向上指導	54	4.0 (-)
製品企画	137	10.1 (-)
総合建設	30	2.2 (-)
生活関連サービス	11	0.8 (-)
ICT技術	30	2.2 (-)
そ の 他	26	1.9 (3.4)
な し	9	0.7 (1.3)

(注) 1 職業指導を二以上受けた場合については、主要なもの一を計上した。

2 40表 (22-00-40) 参照

3 ()内の数は、前年の構成比である。

19 出院者の資格・免許

令和4年における出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比は、第20表のとおりである。職業指導に関連のある資格・免許を取得した者は、出院者の63.7%に当たる868人である。また、総数について構成比を見ると、高いものから順に情報・通信技術、OA機器操作関連資格（18.0%）、溶接技能者（9.5%）、危険物取扱者（6.2%）となっている。職業指導に関連のある資格・免許を取得した者の構成比を男女別に見ると、男女ともに、情報・通信技術、OA機器操作関連資格（男子14.4%、52.8%）が最も高くなっている。

次に、職業指導に関連のない資格・免許を取得した者は、出院者の38.0%に当たる518人である。また、総数について構成比を見ると、高いものから順に高卒認定試験（認定試験合格）（8.0%）、珠算検定（7.9%）、高卒認定試験（一部科目合格）（7.7%）となっており、男女別に見ると、男子は高卒認定試験（認定試験合格）（7.8%）が最も高く、女子は珠算検定（女子36.2%）が最も高くなっており、次いで男子が高卒認定試験（一部科目合格）（7.7%）、珠算検定（4.9%）、女子は高卒認定試験（認定試験合格）（10.2%）、高卒認定試験（一部科目合格）（7.9%）となっている。

第20表 出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比

種目	職業指導に関連のあるもの						職業指導に関連のないもの					
	総数	構成比	男	構成比	女	構成比	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	1,363	100.0	1,236	100.0	127	100.0	1,363	100.0	1,236	100.0	127	100.0
溶接技能者	129	9.5	129	10.4	-	-	4	0.3	4	0.3	-	-
珠算検定	-	-	-	-	-	-	107	7.9	61	4.9	46	36.2
自動車整備士	2	0.1	2	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-
情報・通信技術、OA機器操作関連資格	245	18.0	178	14.4	67	52.8	-	-	-	-	-	-
電気工事士	6	0.4	6	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-
危険物取扱者	85	6.2	81	6.6	4	3.1	21	1.5	21	1.7	-	-
大型特殊自動車運転免許	46	3.4	46	3.7	-	-	1	0.1	1	0.1	-	-
販売・サービス関係資格	1	0.1	-	-	1	0.8	1	0.1	1	0.1	-	-
事務関係資格	2	0.1	-	-	2	1.6	3	0.2	-	-	3	2.4
消防設備士	4	0.3	4	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-
介護職員初任者研修修了	19	1.4	12	1.0	7	5.5	-	-	-	-	-	-
電気主任技術者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
液化石油ガス設備士	1	0.1	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-
配管技能士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
造園技能士	4	0.3	4	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-
建築大工技能士	2	0.1	2	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-
中学校卒業程度認定試験	-	-	-	-	-	-	2	0.1	1	0.1	1	0.8
高卒認定試験(一部科目合格)	-	-	-	-	-	-	105	7.7	95	7.7	10	7.9
高卒認定試験(認定試験合格)	-	-	-	-	-	-	109	8.0	96	7.8	13	10.2
その他の	322	23.6	316	25.6	6	4.7	165	12.1	148	12.0	17	13.4
なし	495	36.3	455	36.8	40	31.5	845	62.0	808	65.4	37	29.1

(注) 1 資格・免許を二以上取得した場合は、そのうちの主要なもの一を計上した。

2 42表（22-00-42）及び43表（22-00-43）参照

20 新収容者（特定少年）の傾向

令和3年5月、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号。以下「改正少年法」という。）が成立し、令和4年4月1日から施行された。改正少年法では、選挙権年齢や成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、18歳及び19歳の者が罪を犯した場合には、その立場に応じた取扱いとするため、「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例が定められた。

少年矯正統計年報においては、審判決定等が特定少年の符号の者を特定少年とする。少年院新収容者のうち、特定少年の傾向は以下のとおりである。

（1）特定少年の年齢別人員及び構成比

令和4年における新収容者（特定少年）の年齢別人員及び構成比は、第21-1表のとおりである。

新収容者の総数は1,332人であり、そのうち特定少年は536人（構成比40.2%）であった。特定少年の男女比は、男子が489人（同91.2%）、女子が47人（同8.8%）であった。

第21-1表 特定少年の年齢別人員及び構成比

区	分	総 数	17歳以下	18 歳	19 歳	20歳以上
少年院新収容者		1,332	644	296	383	9
うち、特定少年	総数	536	-	230	297	9
	男	489	-	205	277	7
	女	47	-	25	20	2

（注） 少年院20表（22-00-20）参照

（2）特定少年の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

令和4年における特定少年の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比は、第21-2表のとおりである。鑑別判定別の構成比を見ると、少年院送致が53.4%と最も高く、次に保護観察64条1項2号が34.0%となっている。また、審判決定等別の構成比を総数で見ると、保護観察が44.0%と最も高く、次いで少年院送致が33.6%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察64条1条1項と保護観察が87.0%と最も高く、次いで保護観察64条1条1項と保護観察が83.2%、少年院送致が60.4%の順となっている。

第21-2表 特定少年の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

鑑別判定	審判決定等	総 数	保護処分		第5種少年院への収容	検察官送致		審判開始不処分(特定)	観護措置取消し(特定)	試験観察(特定)	仮退院の取消し	その他(特定)	
			保護観察(特定)	少年院送致(特定)		検察官送致(特定)	検察官送致(特定62条2項2号)						
総数		1,581	696	531	-	37	17	16	128	153	-	3	
保護不要(特定)		1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
保護観察64条1項1号		23	20	-	-	-	-	1	1	1	-	-	
保護観察64条1項2号		537	447	5	-	3	-	10	18	54	-	-	
少年院送致(特定)		844	211	510	-	10	-	1	13	96	-	3	
第5種少年院への収容		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
保護不適検察官送致(特定)		61	6	12	-	21	15	-	5	2	-	-	
保護不適その他(特定)		4	1	-	-	-	-	1	2	-	-	-	
保護留(特定)		37	11	3	-	2	2	2	17	-	-	-	
判定未了(特定)		72	-	-	-	-	-	1	71	-	-	-	
その他(特定)		2	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	
総数		(100.0)	100.0	44.0	33.6	-	2.3	1.1	1.0	8.1	9.7	-	0.2
保護不要(特定)		(0.1)	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-
保護観察64条1項1号		(1.5)	100.0	87.0	-	-	-	4.3	4.3	4.3	-	-	
保護観察64条1項2号		(34.0)	100.0	83.2	0.9	-	0.6	-	1.9	3.4	10.1	-	
少年院送致(特定)		(53.4)	100.0	25.0	60.4	-	1.2	-	0.1	1.5	11.4	-	0.4
第5種少年院への収容		(-)	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
保護不適検察官送致(特定)		(3.9)	100.0	9.8	19.7	-	34.4	24.6	-	8.2	3.3	-	
保護不適その他(特定)		(0.3)	100.0	25.0	-	-	-	-	25.0	50.0	-	-	
保護留(特定)		(2.3)	100.0	29.7	8.1	-	5.4	5.4	5.4	45.9	-	-	
判定未了(特定)		(4.6)	100.0	-	-	-	-	-	1.4	98.6	-	-	
その他(特定)		(0.1)	100.0	-	50.0	-	-	-	-	50.0	-	-	

（注） 少年鑑別所28表（22-00-28）参照

(3) 特定少年の少年院の種類及び矯正教育課程

令和4年における新収容者（特定少年）の矯正教育課程及び構成比は、第21-3表及び第21-4表のとおりである。少年院の種類別構成比を見ると、総数については、第1種が95.3%と最も高く、次いで第3種が3.4%、第2種が1.4%となっている。特定少年については、第1種が95.7%と最も高く、次いで第3種が2.8%、第2種が1.5%となっている。

矯正教育課程の構成比を見ると、総数については、A1が38.5%と最も高く、次いでN3が20.4%となっている。特定少年については、A1が43.3%と最も高く、次いでN3が18.5%となっている。

第21-3表 特定少年の少年院の種類及び構成比

区 分	総数	第1種	第2種	第3種
総数	1,332	1,269	18	45
構成比		(95.3)	(1.4)	(3.4)
うち、特定少年	536	513	8	15
		(95.7)	(1.5)	(2.8)

(注) 少年院7表(22-00-07)参照

第21-4表 特定少年の少年院の種類及び構成比

区 分	総数	S E	E 1	E 2	S A	A 1	A 2	A 3	N 1	N 2	N 3	A 4	A 5	N 4	N 5	D	P 1	P 2
総数	1,332	4	-	47	149	513	114	8	68	94	272	13	-	2	3	45	-	-
構成比		(0.3)	(0.0)	(3.5)	(11.2)	(38.5)	(8.6)	(0.6)	(5.1)	(7.1)	(20.4)	(1.0)	(0.0)	(0.2)	(0.2)	(3.4)	(0.0)	(0.0)
うち、特定少年	536	-	-	-	53	232	77	6	24	22	99	5	-	1	2	15	-	-
		(-)	(-)	(-)	(9.9)	(43.3)	(14.4)	(1.1)	(4.5)	(4.1)	(18.5)	(0.9)	(-)	(0.2)	(0.4)	(2.8)	(-)	(-)

(注) 少年院7表(22-00-07)参照

(4) 特定少年の非行時の身上

令和4年における新収容者（特定少年）の非行時の身上及び構成比は、第21-5表のとおりである。

新収容者の総数について、非行時の身上に該当のある者と該当のない者それぞれの構成比を見ると、該当ありが51.8%、該当なしが48.2%となっているが、特定少年については、該当ありが51.1%、該当なしが48.9%となっている。特定少年のうち、非行時の身上に該当のある者の内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中が(31.2%)、2号観察中が(15.1%)の順で高く、該当のある者の中で保護観察中が9割以上を占めている。

第21-5表 特定少年の非行時の身上別人員及び構成比

区 分	少年院 新収容者	構成比	うち、 特定少年	構成比
総数	1,332	(100.0)	536	(100.0)
該 当	690	(51.8)	274	(51.1)
1号観察中	469	(35.2)	167	(31.2)
2号観察中	140	(10.5)	81	(15.1)
特定1号観察中	14	(1.1)	14	(2.6)
特定2号観察中	1	(0.1)	1	(0.2)
試験観察中	9	(0.7)	2	(0.4)
補導委託 在宅	43	(3.2)	7	(1.3)
刑執行猶予中	-	(-)	-	(-)
施設在所中	14	(1.1)	2	(0.4)
該 当 な し	642	(48.2)	262	(48.9)
不 詳	-	(-)	-	(-)

(注) 少年院12表(22-00-12)参照

(5) 特定少年の非行名

令和4年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第21-6表のとおりである。

総数の非行名別構成比を見ると、最も高いものから窃盗(23.3%)、傷害(17.8%)、詐欺(10.7%)の順となっているが、そのうち、特定少年の構成比をみると窃盗(23.9%)、傷害(14.9%)、詐欺(12.7%)となっており、同様の構成比となっている。

第21-6表 特定少年の非行名別人員及び構成比

非 行 名	少年院 新収容者	構成比	うち、 特定少年	構成比
総 数	1,332	100.0	536	100.0
刑 法 犯	1,004	75.4	381	71.1
公務執行妨害	7	0.5	1	0.2
放火	10	0.8	4	0.7
住居侵入	11	0.8	7	1.3
強制わいせつ・強制性交等	84	6.3	22	4.1
殺人	17	1.3	2	0.4
傷害	237	17.8	80	14.9
過失運転致死傷	31	2.3	4	0.7
窃盗	311	23.3	128	23.9
強盗	50	3.8	13	2.4
詐欺	143	10.7	68	12.7
恐喝	49	3.7	24	4.5
暴力行為等処罰に関する法律	7	0.5	2	0.4
その他の	47	3.5	26	4.9
特 別 法 犯	288	21.6	155	28.9
覚醒剤取締法	35	2.6	24	4.5
道路交通法	85	6.4	34	6.3
毒物及び劇物取締法	1	0.1	-	-
その他の	167	12.5	97	18.1
ぐ 犯	40	3.0	-	-
第5種少年院への収容	-	0.0	-	-
仮退院の取消し	-	0.0	-	-

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 少年院4表(22-00-04)参照

(6) 特定少年の非行時の職業

令和4年における新収容者（特定少年）の非行時の職業別人員及び構成比は、第21-7表のとおりである。構成比を見ると、新収容者の総数については、有職者が全体の43.1%、無職者のうち、学生・生徒以外の者が28.7%、学生・生徒が28.1となっている。特定少年については、有職者が全体の54.7%、無職者のうち、学生・生徒以外の者が31.7%、学生・生徒が13.4%となっている。

次に、有職者の内訳を構成比で見ると、総数は、建設・採掘が29.6%で最も高く、次いでサービス職業（接客関係）が4.4%となっている。特定少年は、建設・採掘が35.4%で最も高く、次いでサービス職業（接客関係）が6.7%となっている。

第21-7表 特定少年の非行時の職業別人員及び構成比

区 分	総数	事務	販売	サービス職業			農林 漁業	輸送 ・ 機械運転	生産 工程	建設 ・ 採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	その他 の職業	無職者		不詳
				調理	接客	その他							学生・ 生徒	その他	
少年院新収容者 (構成比)	1332 (100.0)	1 (0.1)	11 (0.8)	12 (0.9)	59 (4.4)	18 (1.4)	1 (0.1)	2 (0.2)	18 (1.4)	394 (29.6)	31 (2.3)	27 (2.0)	374 (28.1)	382 (28.7)	2 (0.2)
うち、特定少年 (構成比)	536 (100.0)	1 (0.2)	6 (1.1)	5 (0.9)	36 (6.7)	13 (2.4)	- (-)	1 (0.2)	10 (1.9)	190 (35.4)	18 (3.4)	13 (2.4)	72 (13.4)	170 (31.7)	1 (0.2)

(注) 少年院26表 (22-00-26) 参照

(7) 特定少年の教育程度

令和4年における新収容者の非行時の教育程度の構成比は、第21-8表のとおりである。総数について構成比を見ると、高等学校中退が最も高く40.8%、次いで高等学校在学が20.7%となっている。また、中学校在学中の者の占める割合は7.4%、中学校卒業の者の占める割合は20.0%となっている。

特定少年の構成比は、高等学校中退が最も高く48.7%、次いで中学校卒業が18.8%となっている。また、高等学校在学の者の占める割合は12.1%、高等学校卒業の者の占める割合は14.6%となっている。

第21-8表 特定少年の教育程度の構成比

区 分	総数	中学校					高等 学校					その他
		在学	卒業	その他	不詳	在学	中退	卒業	不詳			
少年院新収容者	100.0 (1,332)	27.6 (368)	7.4 (98)	20.0 (267)	0.2 (3)	- (-)	68.8 (916)	20.7 (276)	40.8 (544)	7.2 (96)	- (-)	3.6 (48)
男	100.0	27.0	6.4	20.4	0.2	-	69.2	21.0	41.1	7.1	-	3.7
女	100.0	33.3	16.3	17.1	-	-	64.3	17.8	38.8	7.8	-	2.3
うち、特定少年	100.0 (536)	19.2 (103)	0.0 (-)	18.8 (101)	0.4 (2)	0.0 (-)	75.4 (404)	12.1 (65)	48.7 (261)	14.6 (78)	0.0 (-)	5.4 (29)
男	100.0	20.2	0.0	19.8	0.4	0.0	74.2	12.1	48.1	14.1	0.0	5.5
女	100.0	8.5	0.0	8.5	0.0	0.0	87.2	12.8	55.3	19.1	0.0	4.3

(注) 少年院24表 (22-00-24) 参照

(8) 特定少年の薬物等使用関係

令和4年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第21-9表のとおりである。まず総数の構成比について見ると、非行時に薬物等を使用していた者(表中の「あり」)30.0%、使用していない者(同「なし」)69.3%となっている。さらに、使用していた者について、使用薬物等の構成比を見ると、高いものから順に大麻(22.1%)、覚醒剤(3.6%)、麻薬・あへん(2.6%)となっている。

次に、特定少年の構成比を見ると、非行時に薬物等を使用していた者(表中の「あり」)37.1%、使用していない者(同「なし」)62.1%となっている。さらに、使用していた者について、使用薬物等の構成比を見ると、高いものから順に大麻(26.3%)、覚醒剤(6.0%)、麻薬・あへん(3.0%)となっている。

第21-9表 特定少年の薬物使用関係別人員及び構成比

区	分	少年院			男			女			うち、 特定少年				
		新収容者	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比			
総	数	1,332	100.0	(100.0)	1,203	100.0	129	100.0	536	100.0	(-)	489	100.0	47	100.0
あ	り	400	30.0	(32.4)	353	29.3	47	36.4	199	37.1	(-)	182	37.2	17	36.2
麻	薬	34	2.6	(2.0)	30	2.5	4	3.1	16	3.0	(-)	14	2.9	2	4.3
大	麻	295	22.1	(23.5)	269	22.4	26	20.2	141	26.3	(-)	134	27.4	7	14.9
覚	醒	48	3.6	(5.4)	34	2.8	14	10.9	32	6.0	(-)	24	4.9	8	17.0
有	機	2	0.2	(0.1)	1	0.1	1	0.8	1	0.2	(-)	1	0.2	-	-
指	定	-	-	(0.1)	-	-	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-
そ	の	21	1.6	(1.2)	19	1.6	2	1.6	9	1.7	(-)	9	1.8	-	-
な	他	923	69.3	(67.3)	841	69.9	82	63.6	333	62.1	(-)	303	62.0	30	63.8
不	詳	9	0.7	(0.3)	9	0.7	-	-	4	0.7	(-)	4	0.8	-	-

(注) 少年院10表(22-00-10)参照